

1. 仕様書番号

366-190617-3

2. 件名

多国間協力(受入研修)「ASEAN-日本省エネルギーパートナーシップ」(AJEEP) 事業支援業務

3. 仕様概要

3.1 緒言

この見積仕様書(以下、「仕様書とする」)は、一般財団法人省エネルギーセンター(〒108-0023 日本国東京都港区芝浦 2-11-5、以下、「ECCJ」とする)が規定する支援とサービス業務の提案を提出する入札者のために作成されたものである。入札者は、本仕様書に従って提案書を作成すること。

3.2 背景

発展途上国は、エネルギー消費の急激な増加と、環境負荷の急激な増加に直面している。その理由の一つは、エネルギー消費効率の改善よりも先に経済成長が加速したことである。ASEANを含むアジア地域の各国では、エネルギーをより効果的に利用するための新しい技術を導入し促進することを求めている。ただし、そのためには、以下のように省エネルギーを推進するためのインフラを整備する必要がある。

- (1) 法的枠組み
- (2) 組織的能力の開発・構築
- (3) 省エネルギーの重要性への意識の向上、等

日本は、省エネルギーおよび関連する管理技術の導入と促進により、持続可能な発展のための効果的なエネルギー利用を達成するため、ASEAN加盟国(以下、「AMSs」とする)を支援している。

経済産業省(以下、「METI」とする)を通じ、AMSsと日本の合意により、2000年度から省エネ・省エネルギー推進プログラム(以下、「PROMEEC」とする)が実施され、2011年度に成功裏に終了した。PROMEECでは、「主要産業」、「ビル」、「エネルギー管理」の分野における省エネ(以下、「EE&C」とする)に関する組織的能力の開発・構築のためのプログラムを実施した。PROMEECはECCJによってAMSsと共同で実施した。

PROMEECと連携して、2005年にAMSsのための省エネルギーに関する研修プログラム「ASEAN加盟国のための省エネルギーに関する多国間研修プログラム(以下、「MTPEC」とする)が開始され、ECCJが実施した。

2012年度に、経済産業省はPROMEECとMTPECの成果に基づき、「ASEAN-日本エネルギー効率パートナーシッププログラム(以下、「AJEEP」とする)を開始した。

AJEEPは次のスキームから構成されている。

- (1) スキーム 1: 現行プログラムの範囲の拡大
- (2) スキーム 2: EE&Cプログラムの能力開発プラットフォーム/システムの形成
- (3) スキーム 3: AMSsの省エネルギーに関する組織的能力格差を狭めるための能力の開発・構築

METIと連携しECCJは、スキーム2とスキーム3の活動をASEANと共同で実施した。この研修は、特にスキーム2の下で重要な活動として計画されている。

この研修は、「ASEAN-日本エネルギー効率化パートナーシッププログラム」の下での省エネルギー研修(以下、「ECAP」とする)と命名されている。

落札者とECCJは、共同で研修を実施する。したがって、研修を円滑かつ効果的に実施することができるように、入札者はすべてのAMSsとのしっかりしたネットワークを持つことが必要である。

落札者は、研修を円滑に進めるためにECCJに必要な支援とサービスを提供するものとする。

4. プログラムの概要

AJEEP プログラムの目的は次のとおりである。

AMSs は、近年エネルギー消費の急増に直面している。その意味で、AJEEP プログラムはこの問題への挑戦に貢献している。今日までに実施されている省エネルギー活動を通じて、各国の省エネルギーを実現するための優れた管理能力を有する人々の数を増やす必要があることが認識されている。そのために、エネルギー管理者制度は、問題を解決し、状況を改善するための最も有用な手段の1つである。

AMSs のうち、4カ国(インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム)では、エネルギー管理者制度を含む省エネルギー法がすでに制定されている。これまで4カ国は、他の AMSs と比較して、多くのエネルギー管理者を認定してきた。他の 5カ国においても、同様な道をたどることになっている。このような状況の下で、各 AMSs におけるエネルギー管理者、特に高度に訓練され経験を積んだエネルギー管理者の数は、この地域の省エネルギーを継続的に向上させるためにさらに増やす必要がある。シンガポールは、アドバイザーとして活動に協力するものとする。

このようなニーズの高まりに応えるため、2016年から新しいプログラム「AMSs のエネルギー管理者指導職の研修プログラム」が実施され、2019年においても継続している。

さらに、AMSs では既存の省エネ政策と法的枠組みをさらに改善することが必要である。したがって、AJEEP プログラムでは、それぞれの AMSs が EE&C 推進のための持続可能な基盤を確立できるように、各国に適した EE&C のための政策および法的枠組みの検討、確立、および制定を目的とする別のプログラムが含まれている。AMSs における BEC (Building Energy Code) の推進は、他の国際機関と共同で、ASEAN プラットフォームを通じて、2年間行われた。今年度は、「ZEB (ゼロエネルギービル) ファミリーコンセプト」や「ビル省エネベンチマークシステム」などの新しい日本の政策に焦点を当て、AMSs において BEC の開発とビルのエネルギー効率の意識をさらに高めるための研修が開催される。

この「研修」は、日本で AJEEP プログラムの下で実施され、ASEAN 地域からの参加者に以下の内容を提供する。

- (1) 特に省エネに関する最新の政策および法律、判断基準および管理標準に基づくエネルギー管理の優秀事例、ならびに最新の省エネ技術および機器に関する有用な知識と情報
- (2) 各国で実現されているエネルギー管理システムや省エネ推進に関する課題を含む政策や措置に関する情報の共有
- (3) 日本のエネルギー管理者研修制度およびエネルギー管理者認定制度の検討および構築、運用、維持、および改善方法
- (4) 日本で制定された判断基準および管理標準を含むエネルギー管理制度
- (5) 省エネに関する熱と電気技術、及び最新の省エネ機器についての情報
- (6) (1)～(4)に基づき、エネルギー管理者研修制度、エネルギー管理者認定制度、エネルギー管理制度の行動計画の策定
- (7) 各国の固有の条件に応じて、各国で実行可能な BEC についての情報
- (8) ZEB ファミリー等の新たなカテゴリーの導入及び ASEAN Energy Award の評価基準の検討および審査委員会の手続きに関する情報

4.1 研修の目的

この研修は、ECAP18, ECAP19 及び ECAP20 の3つがある。

4.1.1 ECAP18

ECAP18 は、今後の AJEEP スキーム 2 プログラムの後継事業として「持続可能な ASEAN エネルギー管理者指導職研修認定システム」を実施する方法に関する研修である。

ECAP18 の目的：

- ・各国のエネルギー管理制度の現状、進捗状況、および問題を評価および共有して、AMSs 間のギャップ、課題、および必要な行動を特定すること。
- ・エネルギー管理制度およびエネルギー管理者認定制度についてのより深い理解を得ること。
- ・AJEEP スキーム 2 の後継事業として「持続可能な ASEAN エネルギー管理者指導職研修システ

ム」を実施する方法について、ECCJによって作成されたドラフト案について議論し、共通の理解を持つこと。このドラフト案には、各 AMSs の地域認証機関のメンバーからなるワーキンググループの管理方法、他の国際機関からの資金援助を受ける方法などが含まれている。

- ・このシステムをまだ確立していない AMSs をどのように支援するかについて議論し、地域のエネルギー管理者認証システムを検討・確立し、AJEEP Scheme 2 プログラムの役割とその開発と確立の継続を明確にする。
- ・2016 年以降「ASEAN-日本エネルギー効率化パートナーシッププログラム」の下での省エネルギー研修」として実施された ECAP 10、ECAP 12 および ECAP 15 で検討および見直された「ロードマップ」の進捗を確認する。

4.1.2 ECAP19

ECAP19 は、本年度の一連の本研修参加者が各自の自国でのエネルギー診断結果を発表すると共に、日本のエネルギー管理制度や、最新の熱および電気における省エネ技術を習得し、試験により理解度を確認するための研修である。

ECAP19 の目的

- ・判断基準および管理標準を含む日本のエネルギー管理制度と、熱および電気の省エネ技術のより深い理解を得ること。
- ・AMSs からの参加者による自国でのエネルギー診断結果に関する報告を行うこと。
- ・最新の日本の熱および電気の省エネ技術および機器の習得すること。
- ・エネルギー管理システムに関してシンガポールの事例を共有すること。
- ・AJEEP エネルギー管理者指導職の総合評価のため今回習得したエネルギー管理、熱および電気の省エネ技術について試験すること。
- ・ECAP 19 コース修了証明書を授与すること。

4.1.3 ECAP20

ECAP20 は BEC(Building Energy Code) / GBC(Green Building Code)に基づく建物の省エネに関する研修である。

ECAP20 の目的

- ・世界省エネルギー等ビジネス推進協議会 (JASE-W) との共同作業を通じて、ASEAN 地域における ZEB(Zero Energy Building)の普及および促進のための BEC / GBC の確立および改良のための日本の政策および対策ならびに新しい技術についてさらに学ぶ。提供される情報の内容は、昨年の ECAP17 の結果に基づいて ASEAN 側からの要求に応える形で作成される。
- ・ASEAN Energy Award の EE&C Buildings 内の特別提出分野における「ZEB Ready」カテゴリーの導入および評価審査員の理解を促進するために、ASEAN 地域における「ZEB ファミリーコンセプト」に対する認識をさらに高めるための方策を検討し作成すること。
- ・グループ討議を通じて各国の現状に基づいた BEC / GBC の作成と改良のための知識と手段を得ること。

4.2 研修の詳細

以下に「研修」の内容のポイントを示す。

4.2.1 研修の主題 (暫定版)

- (1)ECAP 18:持続可能な ASEAN エネルギー管理者指導職研修認定システム。
- (2)ECAP 19:AMSs におけるエネルギー管理者のための第 4 回指導職研修プログラム。
- (3)ECAP 20:各国における BEC / GBC の改善と、ASEAN 地域における民間セクターの関与を含めた ZEB 推進のための「ZEB Family Concept」への意識の向上。

4.2.2 研修の期間(暫定版)

各研修は以下の日程で、最長 7 営業日で開催される。

- (1) ECAP 18 : 2019 年 9 月 24 日 - 9 月 27 日
- (2) ECAP 19 : 2020 年 1 月 15 日 - 1 月 23 日

(3) ECAP 20 : 2019年12月2日 - 12月6日

4.2.3 基本プログラム

基本プログラムは基調講演、主題に関する国別報告の共有、講義、グループ討議、そして行動計画の最終発表で構成されている。

4.2.4 カリキュラムとスケジュール

最大7営業日以内のカリキュラムとスケジュールは、4.2.3項で指定された基本プログラムに従って ECCJ によって作成される。

4.2.5 期待される参加者

- (1) ECAP 18 : テーマの性質に応じた、EE&C サブセクターネットワーク(アセアンのエネルギー効率・保全に関するサブセクター・ネットワーク) (以下「EE&C-SSN」とする) の政策担当者または同等のもの
- (2) ECAP 19 : AJEEP スキーム 2 プログラムの対象に関連するエネルギー管理者指導職としての職務を担当する者及び同等者
- (3) ECAP 20 : テーマの性質に応じて適切に選択されるもの

4.2.6 対象国と参加者

(1) ECAP 18 : 最大11人の参加者の内訳 :

- ・以下の各 AMSs(10カ国)から1名の参加者 : ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
- ・1名の ASEAN 代表

(2) ECAP 19 : 最大20人の参加者の内訳 :

- ・原則として、シンガポールを除く各 AMSs(9カ国)から2名の参加者
- ・参加者の割り当てはすべて、落札者により管理され AMSs 間で議論および決定される。
- ・1つの国から2名、全体で20名が参加する。参加者が2名に満たない国がある場合は、全体が20名を超えず、一国当たり3名までの範囲で、参加者を増加することができる。
- ・シンガポールからの参加者1名
- ・1名の ASEAN 代表

(3) ECAP 20 : 最大11人の参加者の内訳 :

- ・以下の各 AMSs(10カ国)から1名の参加者 : ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
- ・1名の ASEAN 代表

4.2.7 参加者の募集条件

申請者は、ECCJ が作成した「研修概要」(以下「概要」とする。)に定められた要件に従って、落札者の調整の下、提案された募集方法により募集される。

5. 業務範囲

落札者は、以下のサービスを提供することによって ECCJ が上記のプログラムを完了するのを支援するものとする。

5.1 落札者の業務範囲

落札者による業務範囲は以下の5つとなる。

5.1.1 参加者の募集および予備選考

- ・落札者は、概要で指定された条件と要件に従って、募集の手順を開始するものとする。
- ・落札者は、研修への申請ガイドラインとして概要を各国に配布する。
- ・落札者は、各国での募集期間中に参加者の選択を調整し、ECCJ に代わって申請書およびその他の必要書類を集めるものとする。最後に、落札者は、申請結果を集約し、概要に明記されている

条件と要件に従って参加者の予備選考を行う。

- ・落札者は、予備選考の結果を含む募集に関する報告書を「参加者リスト」として作成し、それを ECCJ に送付するものとする。
- ・ECCJ は参加者の最終選考を確認し承認するものとする。 ECCJ は、最終選考結果通知を落札者に送付する。
- ・落札者は、最終選考結果の通知を各国に送付するものとする。

5.1.2 運営管理支援

落札者は、参加者に、参加申請プロセスおよび研修の手順において、プログラムの始めから終わりまで、以下の項目を支援するものとする。

- (1) 参加者によるビザ取得
 - (2) 「概要」に定められた報告書の作成（国別報告書等）
 - (3) その他「概要」に記載のもの
- ・落札者は、参加者に日本のビザを取得するための支援を提供する。
 - ・落札者は各参加者のための日本ビザの申請と発行を確認し、確認された状態を ECCJ に連絡するものとする。
 - ・落札者は、研修を円滑かつ効果的に実施するために、各参加者および各国窓口者、あるいは EE & C-SSN の政策担当者とは連絡を取り合い、各国報告の準備支援等の必要な支援を提供するものとする。
 - ・落札者は、概要に従って各参加者が要求された準備事項の状況を確認しフォローする。問題がある場合は、ただちに ECCJ に報告し、解決方法について相談する。
 - ・落札者は、すべての参加者が研修に参加するために必要なすべての手順を適宜講じるようにする責任を負うものとする。

5.1.3 研修実施支援

・「研修」への参加

落札者の 1 名は日本で開催する各研修に派遣され、ECCJ が研修を実施することを支援する。参加者の日本滞在中の監督と支援を含め、研修を円滑に実施するための支援を行う。（詳細な説明は、5.2.3 項の「研修への参加」も参照のこと）。

- ・落札者は、研修の内容をレビューし確認するものとする。変更が必要な場合は、落札者は ECCJ に相談するものとする。
- ・落札者は、各参加者の健康状態、参加状況、研修の進捗状況をモニターするものとする。問題がある場合は、ただちに ECCJ に報告し、解決方法について相談する。
- ・落札者は、参加者に研修に関する助言とガイダンスを提供するものとする。

5.1.4 フォローアップ

研修終了後、落札者は、研修で作成された行動計画の実施における進捗と課題をモニターし確認するためのフォローアップ活動を行い、必要に応じて行動計画の実施に対する支援を参加者に提供する。フォローアップ活動の内容は、ECCJ との協議を経て決定されるものとする。

5.2.4、5.2.5 項の「フォローアップ活動」および「報告書」も参照のこと。

5.1.5 報告書

落札者は、ECCJ が定める日までに以下の報告書を作成するものとする。

(1) 研修報告

第 1 回、第 2 回、第 3 回研修（ECAP18、ECAP19、ECAP20）の結果に基づく報告である。

(2) AMSs の政策に関する現状報告

2020 年 2 月現在の AMSs10 カ国における省エネルギーの現状報告。

落札者は、EE&C-SSN の政策担当者から、AMSs10 カ国におけるエネルギー効率と省エネルギーに関する最新の状況と数値を収集する。

(3) 会計報告

実費&人件費などの報告である。

報告に関する詳細は 5.2.5 項にある。

ECCJ がその必要性を承認した場合、落札者は予備会議の目的のために ECCJ に来ることができる。

5.2 業務の進め方

以下の方法に従って、落札者は、ECCJ が円滑に研修を実行できるように、5.1 項に規定された活動を進めるものとする。活動のサンプルスケジュールは付録 A を参照のこと。

詳細な実行計画は適切な時期に確定される。

5.2.1 参加者の募集および予備選

(1) 準備、調整および確認

- 本契約の発効後、それぞれの「研修前」の適切な時期に、ECCJ は落札者に「概要」を送る。「概要」を受け取ると、落札者は、募集の準備および調整を開始するものとする。
 - 落札者は研修への申請ガイドラインとして概要を各国に配布するものとする。
 - 準備を開始してから 2 週間以内に、落札者は準備を完了しなければならない。
 - 落札者は、参加者の予備選考の結果を報告し、「参加者リスト」を ECCJ に送付するものとする。
 - ECCJ は「参加者リスト」を確認し、参加者の最終選考を承認するものとする。ECCJ は落札者に最終結果を通知するものとする。
 - 落札者は、結果が通知され次第、ECCJ の代わりに最終選考結果の通知を各国に送付する。
 - 落札者は、概要に明記された日までに、ビザ取得のための申請者の氏名や住所などを再確認しなければならない。
- なお、選考結果は ECCJ によって最終決定される。

5.2.2 運営管理支援

(1) 申請準備及び報告書提出

- 落札者は、各参加者に、申請書、国別報告書、および概要で指定された期限までに提出することが要請される関連文書を提出するよう要求するものとする。落札者は、すべての参加者がすべての必要な書類を適宜提出するようにしなければならない。
- 落札者は、参加者から提出された参加者の申請書、国別報告書、および関連文書をすべて収集し、間違いや漏れがないことを確認するものとする。
- 落札者は、EE&C-SSN の各政策担当者から最新の現状報告を収集して確認し、それらの情報を「AMSs の省エネルギー現状報告」に ECCJ がまとめる支援をするものとする。
- 落札者は、名前のつづり、住所、参加者の肩書などの情報を再確認した後、すべての申請書、「AMSs の省エネルギー現状報告」を含む国別報告書、および参加者の関連文書を ECCJ に提出する。申請/推薦用紙に記載されている「プログラムへの期待」の簡単な要約を含めることが望ましい。
- 国別報告書を提出する期日は、概要で指定される。

問題がある場合は、ただちに ECCJ に報告し、解決方法について相談すること。

(2) 日本ビザの取得

- ECCJ はビザ取得のための書類を各参加者に送付する。
- 参加者は、ECCJ の書類を受け取った後すぐにビザを申請するものとする。
- 落札者は、ビザ免除の参加者を除くすべての参加者が適宜日本のビザを取得することを保証するために、参加者のビザ申請状況をチェックし確認するものとする。問題がある場合は、ただちに ECCJ に報告し、解決方法について相談すること。

(3) 参加者の到着と出発の確認

- 落札者は、参加者各自のフライトと指定ホテルのチェックイン状況をチェックすることによって、本国からの出国や日本への到着などの各参加者の動向をモニター・確認し、確認された状

況を ECCJ に連絡する。

- ・同様に、落札者は研修終了後に各参加者が本国に戻ったときに各参加者の自国への入国を確認し、それを ECCJ に連絡するものとする。

さらに、落札者は、参加者全員が研修に出席し、完了するために必要なすべての措置を講じる責任を負うものとする。

5.2.3 研修実施支援

それぞれの研修は以下のように準備され実施される。

(1) 「研修」への参加

落札者の 1 人は研修に出席しなければならない。

落札者から派遣される者は、以下の作業を行う責任を負うものとする。

a)参加者の健康状態、参加および進捗を確認する

落札者は各参加者の健康状態、参加および研修での進捗を確認するものとする。問題がある場合は、ただちに ECCJ に報告し、解決方法について相談すること。

b)落札者は、特に行動計画の作成において、研修を通じて参加者に指導、監督および助言を提供しなければならない。

c)研修準備の支援

(例：ブリーフィング、報告、レイアウト変更)

d)研修運営上の支援

- ・評価シートおよび質問シートの配布、収集および送付
- ・確認と発表 (例：スケジュールと指示)
- ・コミュニケーション支援：ECCJ の意向を参加者に正確かつ確実に伝える。
- ・小集団討議における監督と助言
- ・「小集団討議結果」の収集と送付
(発表前のグループリーダーへの発表資料改訂の確認と発表を含む)
- ・特に質疑応答内容を記録する

e)儀式の支援

- ・開会式および閉会式の代表者の推薦
- ・閉会式の返礼挨拶者の選定
- ・開会式および閉会式の司会

f)ECCJ と落札者間のコミュニケーション

状況に応じて、ECCJ と落札者は、上記の作業の修正について討議するものとする。

5.2.4 フォローアップ活動

研修終了後、落札者は、研修で作成された行動計画を実行する上での進捗と問題を確認し特定するためのフォローアップ活動を行うものとする。必要に応じて、落札者は参加者に行動計画を実行するための支援を提供するものとする。フォローアップ活動の内容は、別途協議のうえ決定する。

5.2.5 報告書

落札者は、概要に指定された日までに以下の報告書を作成するものとする。

(1)研修報告書

落札者は、第 1 回、第 2 回、第 3 回研修 (ECAP18、EACP19、ECAP20) 終了後 30 日以内に研修報告書を ECCJ に提出しなければならない。

期限：ECAP18 2019 年 10 月 26 日

ECAP20 2020 年 1 月 7 日

ECAP19 2020 年 2 月 21 日

(2)AMSs の政策に関する現状報告書

落札者は現状報告書を ECCJ に提出しなければならない。

- ・ 2020 年 2 月現在の AMSs(10 カ国)における省エネルギーの改訂に関する法的枠組みの現状報告。
- ・ 落札者は、AMSs(10 カ国)の政策担当者から提供される自国における省エネルギーに関する最新の動向と数値を収集する。
- ・ 落札者は、AMSs(10 カ国)の省エネルギーの現状報告を収集して要約する。

落札者は、最新の入手情報に基づき報告書を更新し、ECCJ に提出しなければならない。

注：AMSs の省エネルギーの現状報告書の例示は付録 B を参照すること。

落札者が現状報告書に関して質問がある場合は、ただちに ECCJ に連絡すること。

(3)会計報告書

落札者は経費支出及び人件費等の会計報告を ECCJ に提出しなければならない。

期限: 2020 年 3 月 2 日

5.3 業務範囲外

「本仕様書」、特に 5.1 および 5.2 項に規定されていない支援およびサービスはすべて、落札者の業務範囲外となる。同時に、「本仕様書」に規定されていない ECCJ の作業および規定は、明確に ECCJ の業務範囲外となる。

6. 支払条件

実際の業務の進捗に基づき、第 7 章に規定された費用は、以下のように落札者に支払われるものとする。

6.1 中間払い

落札者が中間的な支払いを必要とする場合、落札者の要求に応じて、ECCJ は以下のように研修を実施する際に必要な実際の費用の要求額を支払うことができる。

- (1)落札者は、中間払い要求を、必要に応じて、実際の費用およびそれを証明する証憑と共に提出する必要がある。中間支払請求書の様式は、ECCJ が作成する。
- (2)ECCJ は、落札者から中間払いの請求を受けたときは、速やかに中間払の請求を確認し、査定するものとする。
- (3)ECCJ は、査定を完了次第、支払い額を落札者に通知するものとする。
- (4)落札者が ECCJ から支払額の通知を受け取った後 2 週間以内に、落札者は ECCJ への通知に従って請求書を送るものとする。
- (5)ECCJ は請求書受領後 30 日以内に納付する。

6.2 最終支払

(1)落札者は、以下の報告書を ECCJ に提出しなければならない。

a. 研修報告書

提出期限	ECAP18	2019 年 10 月 26 日
	ECAP20	2020 年 1 月 7 日
	ECAP19	2020 年 2 月 21 日

b. AMSs の政策に関する現状報告書

提出期限：2020 年 2 月 28 日

c. 会計報告書

提出期限：2020 年 3 月 2 日

- (2) 会計報告書を受領後、7 営業日以内に、ECCJ は会計報告の支払われるべき費用の総額を確認し、確定する。落札者は、会計報告書を必要に応じて訂正し、最終請求書とともに ECCJ に再提出するものとする。
- (3) 最終請求書は、最終支払いのために決められた残余金額に従って、落札者によって準備されるものとする。
- (4) ECCJ は、最終請求書を受領後 30 日以内に料金を支払うものとする。
- (5) 報告書の提出に先立って、落札者は、2020 年 2 月 21 日までに会計報告書の大まかなドラフトを ECCJ に提出しなければならない。

6.3 証憑

落札者は、ECCJ に対して契約に基づいて支払われる実際の費用を証明し、評価し、そして確定するための以下の証憑を準備するものとする。

- (1) 会計報告書では、人件費は基本給と通勤費の合計値から計算する。さらに、その証憑は会計報告に添付されるものとする。
- (2) 各職員の参加（作業）記録は会計報告に添付されなければならない。
- (3) 注文書、請求書、領収書、および搭乗券の半券は、会計報告に添付しなければならない。
- (4) 実際の一般管理費比率を証明するための書類を会計報告書に添付しなければならない。

6.4 支払手続

支払いは、電信送金（T / T）送金により、落札者より指定された銀行口座に日本円で現金で支払われるものとする。上記の送金に必要な銀行手数料は ECCJ が負担する。しかしながら、落札者がいくらかの金額の ECCJ を払い戻した場合、落札者はその送金に必要な銀行手数料を負担するものとする。

7. 見積費用

7.1 実費精算

- (1) 契約は、日本円にて行い、「実費精算契約」とする。したがって、ECCJ は本契約に基づく活動の実施において実際に生じた検証済み費用を支払うものとする。「契約」は、落札者の提案に基づいて、最大の支払額を規定する。
- (2) ECCJ は、入札者の提案を評価/明確化し、落札者を決定し、必要に応じて調整および交渉を行った後、落札者と「契約」を締結する。

7.2 費用と支出

7.1 項に規定されている実費精算は、次の費用を含まなければならない。入札者は、それぞれの項目毎に費用内訳を明確にし、提案するものとする。

(1) 人件費

残業や休日の仕事のための特別単価は受け入れられないものとする。各人の時間単価は、2018 年度に支払われた実際の給与に基づいた均一料金とする。

(2) 日本国内での活動に対する滞在費と日当を含む旅行代。

(3) サブコントラクトおよび必要なさまざまな保険を含む、さまざまな契約に関するその他の費用および料金

(4) 一般管理（=管理）費比率は、(1) + (2) + (3) の合計に乗じたものとし、10%を超えてはならない。一般管理費比率は、次の式に従って計算する。

$$\text{一般管理費比率} = \text{管理費} / \text{運営費合計}$$

7.3 交換レート

- (1)見積では、入札者は日本円に対する為替レートを決める必要がある。また、入札者は見積書に為替レートを明示する。
- (2)会計報告書では、日本円での毎月の人件費は、毎月の最終就業日の為替レートで換算されるものとする。
- (3)会計報告書では、「旅行運賃」および「その他の費用」は、支払日の為替レートで換算するものとする。

7.4 費用見積表例

表 1 費用見積表例

費用見積表: “ECAP (AJEPIにおける省エネルギーワークショップ) 2019”

項目	内訳					合計(JPY)	
1. 労務費							
1-1 研修生募集と予備選考	US\$/人・日	×	人・日	×	3 コース	×	JPY/US\$ =
1-2 事務局運営支援	US\$/人・日	×	人・日	×	3 コース	×	JPY/US\$ =
1-3 ワークショップ実施支援	US\$/人・日	×	人・日	×	3 コース	×	JPY/US\$ =
1-4 フォローアップ業務	US\$/人・日	×	人・日	×	3 コース	×	JPY/US\$ =
1-5 報告	US\$/人・日	×	人・日	×	3 コース	×	JPY/US\$ =
2. 支出							
2-1 航空券							
2-1-1 ECAP 18	US\$/人・工程	×	1 人・工程	×			JPY/US\$ =
2-1-2 ECAP 19	US\$/人・工程	×	1 人・工程	×			JPY/US\$ =
2-1-3 ECAP 20	US\$/人・工程	×	1 人・工程	×			JPY/US\$ =
2-2 日割							
2-2-1 ECAP 18	US\$/人・日	×	日	×	1 人	×	JPY/US\$ =
2-2-2 ECAP 19	US\$/人・日	×	日	×	1 人	×	JPY/US\$ =
2-2-3 ECAP 20	US\$/人・日	×	日	×	1 人	×	JPY/US\$ =
2-3 その他	US\$ (単位価格)	×			単位	×	JPY/US\$ =
3. 管理費: (1+2)×10%							
4. 合計							

8. 税金

本契約に関連して、日本国外で課されるすべての税金は、落札者が負担し、支払うものとする。

9. 資格要件

9.1 専門知識と経験

入札者は、エネルギーおよび省エネルギーに関する専門知識と経験を有するものとする。さらに、入札者は「プログラム」に関する正確な知識を持っているものとする。

また入札者は、省エネルギープログラムのための実際の活動を実施する上での経験と能力を持つものとする。

9.2 政府機関との関係

入札者は、AMSs における省エネルギーの実施を担当する省庁との関係を有するものとする。

9.3 詳細設計

入札者は、仕様書に従って提案書に作業の詳細な範囲と仕様を作成すること。

9.4 必要な資格を証明するための情報の項目

9.1および9.2項に規定されているように、入札者は、入札者の資格を証明する証拠として、9.7項に示された表に記入し提案に添付する。

- ・入札者の組織概要/組織図、省エネ分野のプログラムに適応可能な人員数/2014年以降に関与した EE&C に関する国際プログラムのリスト
- ・2014年以降に関与した、ないし、実施したセミナーや会議など実際の経験のリスト。
- ・ASEAN 加盟国における省エネ・プログラムの実施を担当する省庁との関係。

9.5 リスク管理における手順

入札者は、提案において、研修の実施と運営に関連して、潜在的な事件または事故の際のリスク管理のための手順を明確にしなければならない。

上記に関して、入札者は以下のものを提出すること。

- (1) 参加者および入札者のスタッフを保護するための報告手順および緊急時の行動
- (2) 緊急時のリスク管理に関する入札者のマニュアルまたはガイドラインで、参加者および入札者のスタッフの安全を維持するための組織的体系と手順を明確にするもの

9.6 評価項目

次の表は、落札者を決めるための評価項目及び配点を示している。

表 2 評価項目及び配点

評価項目	配点
1. 仕様書に規定された業務の遂行能力	50
- 省エネルギーに関する組織の専門知識と経験	(10)
- 国際的なエネルギープログラムの運営経験	(10)
- 省エネルギーを担当する省庁とのネットワーク	(20)
- 緊急時の連絡システム	(10)
2. 価格（見積）	50
合計	100

この表は、ECCJ が入札者の提案を評価するために、入札者に項目とそれぞれの配点を知らせる目的で示されている。入札者は、9.7 項の項目 (a) - (f) に指定された様式に沿って、評価のために各項目を説明する文書を提出すること。

9.7 提出書類

(a) 入札者名 _____

(b) 入札者の組織の概要と能力

	項目	記述
1	事業分野	
2	設立年	
3	本社・支社の所在地	
4	従業員数	
5	組織表	
6	省エネに関連する事業分野	
7	省エネルギーに関連した担当者数、部署	
8	省エネルギーに特化したサービスや施設	
9	入札者が関与した省エネルギーに関する国際プログラム	以下の表 (c) に記入してください。

(c) 省エネルギーに関する国際プログラムのリスト (2014年 - 2018年、最新のものから)

	年	プログラム名	プログラムの概要	国
1	2018			
2				
3				
4				
5				

(d) 2014年以降のセミナーや会議などに参加したり実施したりした実際の経験のリスト

年	月	プログラム名	役割	内容 / 場所
		研修コース／会議		

(e) ASEAN加盟国における省エネルギーを担当する省庁とのネットワーク

	国	省庁 / 部局
1	ブルネイ	
2	カンボジア	
3	インドネシア	
4	ラオス	
5	マレーシア	
6	ミャンマー	
7	フィリピン	
8	シンガポール	
9	タイ	
10	ベトナム	
11	ASEAN 事務局	

(f) 緊急連絡体制

入札者は以下のものを提出すること。

- ・日本での滞在中に参加者と入札者のスタッフを保護するための緊急時の報告と行動手順
- ・参加者および入札者のスタッフの安全を報告し、維持するための組織的な体制と手順を明確にした入札者の緊急時のリスク管理に関するマニュアルまたはガイドライン。

10. 見積

入札者は、2019年8月1日までに提案および見積を提出するものとする。入札者は、以下のものの原本を宅配便で提出すること。

(1) 提案書：ハードコピー2部

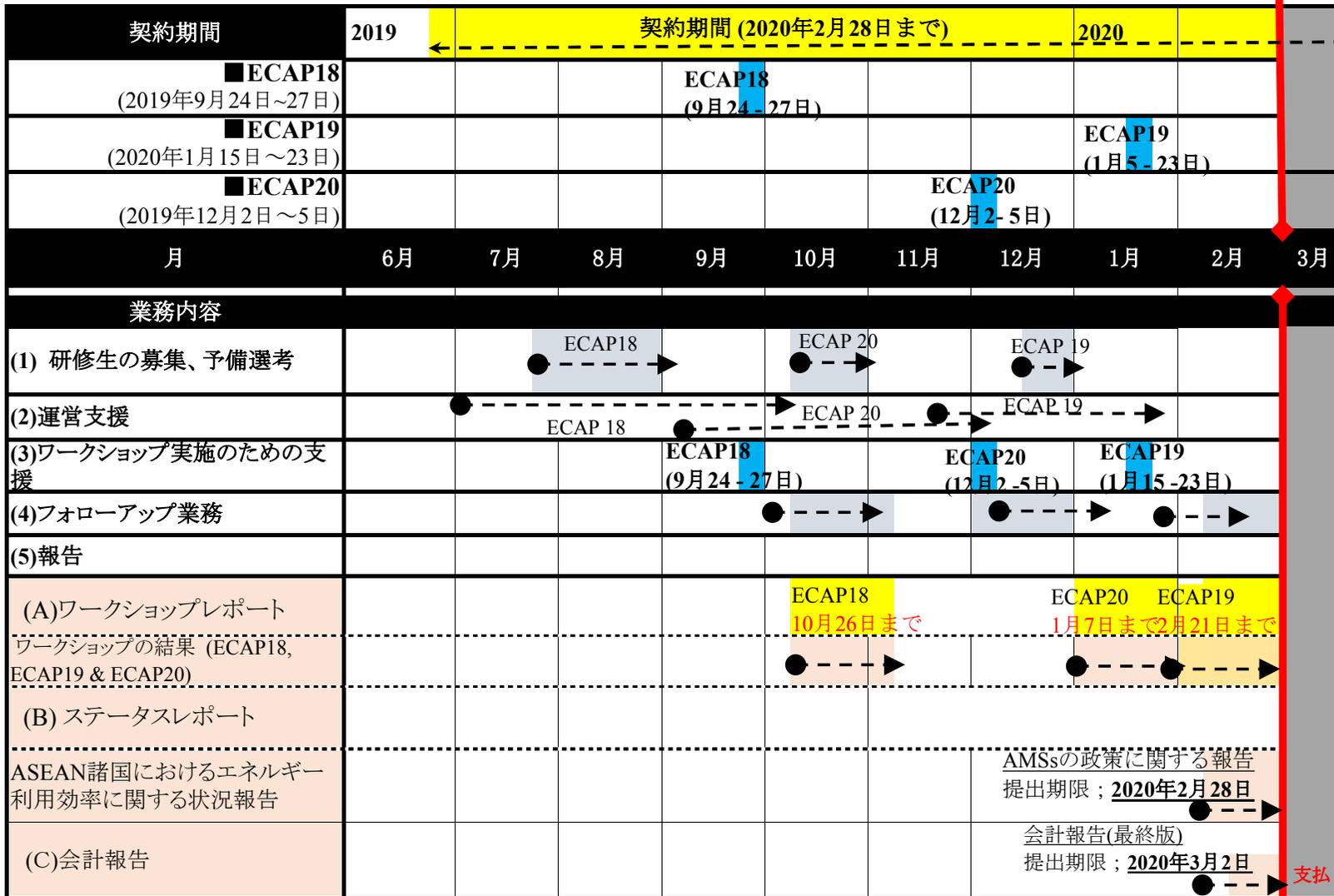
- ・必要書類を含め、業務範囲と仕様をもとにした見積提案
- ・その他諸条件
- ・補助材料（必要最小限に抑えたもの）

(2) 概算コスト表：責任者による署名付きのハードコピー2部
(7.4項の表1を参照)

(3) 全体見積：責任者の署名入りハードコピー2部

本仕様書で規定されている支援およびサービスのうち、日本の消費税の対象となるものは、上記見積に含めること。

付録A 業務の流れ



支払

付録 B AMSs の政策に関する現状報告書(例)

Status Report of Energy Conservation in AMS 【Country Name】

Date Updated:

Item		Description	Source (URL etc.)
EC related government plans and Acts	Governmental strategy	<p>Industrial Sector: Incentivize investment in energy efficiency, promote good corporate energy management practices and build capability.</p> <p>Building Sector: Achieve BCA Green Mark standards for 80% of buildings by 2030, improve energy efficiency of building tenants, improve energy efficiency of data centers.</p> <p>Transport Sector: Achieve 75% use of public transport by 2030, encourage cycling and walking, improve vehicle fuel efficiency.</p> <p>Household Sector: Set Minimum Energy Performance Standards (MEPS) for household appliances and introduce MEPS for more appliances, encourage adoption of efficient appliance models, introduce smart home technology.</p>	<p>https://www.nccs.gov.sg/sites/nccs/files/NCCS_Mitigation_FA_webview%2027-06-16.pdf</p>
	Energy Policy	<p>Under the strategy of boosting our resource efficiency</p> <ul style="list-style-type: none"> - Pricing energy appropriately - Providing information for better decisions - Boosting energy-efficient industry designs, processes and technologies - Building capabilities in renewable energy - Promoting resource-efficient buildings - Promoting public transport 	<p>https://www.nccs.gov.sg/sites/nccs/files/Sustainable_Spore_Blueprint.pdf</p>
	EC Act/regulation Year of issue/amendment	Industry, Transport and Household Sectors: Energy Conservation Act 2012 (ECA)	<p>http://statutes.agc.gov.sg/aol/sear</p>

	<p>Target business Contents of regulations</p>	<p>Building Sector: Building Control (Environmental Sustainability) Regulations 2008</p>	<p>ch/display/view.w3p;page=0;query=CompId%3A8fe23639-1149-4db2-a6ab-44d0ebd7b22d%20ValidTime%3A20160907000000%20TransactionTime%3A20160907000000;rec=0;resUrl=http%3A%2F%2Fstatutes.agc.gov.sg%2Ffaol%2Fbrowse%2FtitleResults.w3p%3Bletter%3DE%3Btype%3DactsCur</p> <p>https://www.bca.gov.sg/Envsuslegislation/others/build</p>
--	--	--	---

			ing_control_env_sus_regulations_rev.pdf
	Major EC measures	<p>Industrial Sector: Incentivize investment in Energy Efficiency (Grants to subsidize energy audit and energy efficiency retrofits, tax incentives), Introduce & continuously improve energy management regulation (Energy Conservation Act) and build capability (e.g. Singapore Certified Energy Manager training program).</p> <p>Building Sector: Raise energy efficiency standards, support on-site generation of solar energy (e.g. Solar Nova program)</p> <p>Transport Sector: Increase public transport mode share, encourage walking and cycling</p> <p>Household Sector: Raise energy efficiency of household appliances (Minimum Energy Performance Standards), promote energy saving behavior (Mandatory Energy Labelling Scheme)</p>	<p>http://www.e2singapore.gov.sg/</p> <p>https://www.nccs.gov.sg/sites/nccs/files/NCCS_Mitigation_FA_webview%2027-06-16.pdf</p>
	EC goals	To reduce Singapore's emissions intensity by 36% from 2005 levels by 2030 and stabilize greenhouse gas (GHG) emissions with the aim of peaking around 2030	https://www.nccs.gov.sg/sites/nccs/files/NCCS_Mitigation_FA_webview%2027-06-16.pdf

	Setting of the reduction target of energy consumption intensity depending on the industrial types	NA	
Countries where EC Law has yet established	Working situation	NA	
Items based on EC Law	Standards of Judgment/management manual	Best practice guides and benchmarking reports for various industry sectors (e.g. Food Manufacturing, Pharmaceuticals, Data Centre) in Singapore are available	http://www.e2si.gov.sg/Resources/Industry.aspx
	Regulations by bench mark	Registered Corporations under the ECA are required to report the specific energy consumption for their key energy consuming systems that consume at least 80% of the total energy consumption of the facility and also for their business activity at the premises in the energy use reports submitted by 30 June every year. This allows for benchmarking of energy performance of energy consuming systems.	http://www.nea.gov.sg/energy-waste/energy-efficiency/industry-sector/mandatory-energy-management-practices
	EC regulations for industrial department	The ECA requires energy-intensive users in industrial and transport sectors consuming 54 TJ of energy or more each year to (i) appoint at least one energy manager (ii) monitor and report energy use and GHG emissions and (iii) submit energy efficiency improvement plans Registered Corporations under the ECA are to report the specific energy consumption for their key energy consuming systems that consume at least 80%	

		of the total energy consumption of the facility and also for their business activity at their premises in the energy use reports submitted to NEA by 30 June every year.	
	EC regulations for building sector	<p>The Building Control (Environmental Sustainability) Regulations 2008 require a minimum environmental sustainability standard that is equivalent to the Green Mark Certified Level for new buildings and existing ones that undergo major retrofitting. The regulations apply to :</p> <ul style="list-style-type: none"> · All new building works with gross floor area of 2000 m2 or more ; · Additions or extensions to existing buildings which involve increasing gross floor area of the existing buildings by 2000 m2 or more; · Building works which involve major retrofitting to existing buildings with gross floor area of 2000 m2 or more 	https://www.bca.gov.sg/Envsuslegislation/Environmental_sustainability_legislation.html
	EC regulations for social department	NA	
	EC regulations for transportation department	Fuel Economy Labelling Scheme	http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p;page=0;query=CompId%3A8e10491a-e0ac-4313-b9a4-e16ddaba6645;rec=0

	Energy manager system and selection of energy managers	<p>The subsidiary legislation of the ECA states that no person may be employed as an energy manager unless he:</p> <ul style="list-style-type: none"> - holds a Singapore Certified Energy Manager (Professional Level) certificate issued by the Institution of Engineers, Singapore; or - holds alternative qualifications, a degree and relevant experience, approved by the Director General, that allow him to perform duties of an energy manager 	http://www.nea.gov.sg/energy-waste/energy-efficiency/industry-sector/appointment-of-energy-manager
	EC regulations for appliances (MEPS)	Minimum Energy Performance Standards (MEPS) are implemented for air-conditioners, refrigerators, clothes dryers and lamps	http://www.nea.gov.sg/energy-waste/energy-efficiency/household-sector/minimum-energy-performance-standards
	Certificate of appliances	NA	
	EC Labelling system	Mandatory Energy Labelling was introduced for registrable goods since 1 January 2008. Under the Energy Conservation Act (Cap. 92C), all registrable goods (air-conditioners, refrigerators, clothes dryers, televisions, lamps) must carry energy labels.	http://www.nea.gov.sg/energy-waste/energy-efficiency/household-

				sector/about-mandatory-energy-labelling
Cap & Trade			NA	
Reduction target system of carbon discharge)CERT in UK (Att.1)			NA	
Regulation to power generation efficiency (Att.2)			NA	
Decoupling system(Att.3)			NA	
Display system for EC performance of the building			NA	
EC propelling measures	Financial support	Subsidies for introduction of EC appliances and EC vehicles	Appliances: NIL Equipment and systems: Grant for Energy Efficient Technologies (GREET) Vehicles: Carbon Emissions Based Vehicle Scheme (CEVS)	http://www.nea.gov.sg/energy-waste/energy-efficiency/industry-sector https://www.lta.gov.sg/apps/news/page.aspx?c=2&id=8aa03b88-409f-4852-b2df-09077e101468

		Tax incentives	Investment Allowance: Administered by the Singapore Economic Development Board, this scheme allows companies to claim up to 100% of their qualifying fixed capital expenditure (over a maximum qualifying period of 5 years) against taxable income, over and above the usual Capital Allowances for fixed capital expenditure	
		Low-interest loan	NA	
	Technological supports/ propelling programs	Supports for energy audit	Energy Efficiency Improvement Assistance Scheme	http://www.e2singapore.gov.sg/Incentives/Energy_Efficiency_Improvement_Assistance_Scheme.aspx
		Award system	The Energy Efficiency National Partnership (EENP) Awards is organized by the National Environment Agency, Energy Market Authority and the Singapore Economic Development Board. The EENP Awards aims to foster a culture of sustained energy efficiency improvement in industry, especially the major energy consuming industries.	27 http://www.e2singapore.gov.sg/Programmes/Energy_Efficiency_National_Partnership/EENP_Awards.aspx https://www.bca.gov.sg/GreenMa

			Building and Construction Authority (BCA) Green Mark is a green building rating system to evaluate a building for its environmental impact and performance.	rk/green_mark_criteria.html
		EC appliances/buildings etc. award system	No awards in particular except for recognition under the Mandatory Energy Labelling Scheme (MELS)	http://www.nea.gov.sg/energy-waste/energy-efficiency/household-sector/about-mandatory-energy-labelling
		Other financial supports	Energy Efficiency Financing Scheme	http://www.e2singapore.gov.sg/Incentives/Finance_Programme_for_Energy_Efficiency_Projects.aspx
		Supports for R&D	National Research Foundation (NRF)'s Energy National Innovation Challenge	http://www.nrf.gov.sg/about-nrf/programmes/national-

				innovation-challenges
Subsidy for fuel (Amount of subsidy etc.)	Fuel is not subsidized in Singapore			
Subsidy for power generation (Amount of subsidy etc.)	Electricity is not subsidized in Singapore			
Evaluation method for EC appliances and Organizations for performance evaluation Government organization which controls energy conservation matters	<p>NEA will carry out verification testing (VT) on registered models.</p> <p>NEA will verify the data submitted in energy use report and energy efficiency improvement plans of companies regulated under the ECA</p> <p>Power Generation: Energy Market Authority</p> <p>Industrial Sector: Economic Development Board, National Environment Agency and SPRING Singapore</p>		http://www.nea.gov.sg/energy-waste/energy-efficiency/household-sector/verification-testing www.e2singapore.gov.sg	
Promoting organization for energy conservation(full name)	<p>Building Sector: Building and Construction Authority, Housing and Development Board and National Environment Agency</p> <p>Transport Sector: Land Transport Authority, Maritime Port Authority, Civil Aviation Authority of Singapore</p> <p>Household Sector: National Environment Agency, Building and Construction Authority and Housing and Development Board</p>			
Cooperation related to energy conservation by Japan	ASEAN-Japan Energy Efficiency Partnership (AJEEP)			
Cooperation related to energy conservation by foreign countries except Japan	<p>At the bilateral level, Singapore has provided technical assistance and capacity building programs to officials from many developing countries since 1992 on various climate-related issues. These programs are held under the auspices of the Singapore Cooperation Programme (SCP). To date, over 7,000 participants from more than 150 developing countries have attended SCP training courses on</p>		https://www.nccs.gov.sg/sites/nccs/files/NCBUR_2014_1.pdf	

	topics such as sustainable urban development, water management and energy efficiency and emissions reduction.	and
Important point for supporting EC dissemination and promotion	<p>spells, plankton bloom and heavy rainfall. While natural climate variability may have played a part in these events, extreme conditions are likely to become more intense and frequent due to climate change. It is therefore important for Singapore to prepare for climate change.</p> <p>As an open economy without natural resources, Singapore needs to reduce carbon emissions in a cost-effective way. Hence, the Government has identified the following areas as part of a comprehensive strategy to promote energy efficiency in Singapore.</p> <ul style="list-style-type: none"> · Promoting adoption of energy efficient measures and technologies by addressing market barriers to energy efficiency. · Building capability to sustain and drive energy efficiency efforts and to develop the local knowledge base and expertise in energy management. · Raising awareness by reaching out to the public and businesses so as to promote energy efficient behavior and practices. · Supporting research and development to enhance Singapore's capability in energy efficient technologies. 	<p>https://www.nccs.gov.sg/sites/nccs/files/NCCS_Adaptation_FA_webview%2027-06-16.pdf</p>

(Att.1) This system imposes EC on retailers of gas and electricity. Under CERT program energy suppliers are obliged to implement thermal insulation measures to houses, and the costs are reflected on the power price. This system is the EC promotion policy and also the EC promotion policy for low income party. (Similar to CERT: EERS in the US, ECO in Europe etc.)

(Att.2) Regulation which requires top rank efficient equipment when a power supplier installs new power generator.

(Att.3) This system is that third-party organization authorizes the power price and secure the profit of the power supplier. The idea is to disconnect the power sales volume and profitability and to dispel the negative incentives of the power supplier due to energy saving activities.